

火災予防上の命令を受けている防火対象物

【更新日：平成31年2月21日】

命令を受けている防火対象物の公示

消防機関が立入検査により、火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令等を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。十和田地域広域事務組合消防本部では、火災予防上の命令を発している防火対象物について、利用者や近隣の方々が不測の損害を被ることを防ぐため、その所在地や名称等をお知らせしています。

命令を受けている防火対象物

No.	項目	内容
1	防火対象物の所在地	十和田市東三番町2番21号
	防火対象物の名称	有限会社河野スポーツ
	命令を受けた者	有限会社河野スポーツ 代表取締役 河野 勝
	命令事項	平成31年4月22日までに、建物全体に技術上の基準に従って自動火災報知設備を設置すること。
	命令発令日	平成31年2月21日
	命令発令者	十和田消防署長

※命令事項が履行されるまでの間、情報提供を行います。

【問い合わせ先】 十和田地域広域事務組合消防本部予防課
〒034-0082 十和田市西二番町7番10号
TEL : 0176-25-4113